

禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準が改訂されました

温泉法第18条第1項に基づき、温泉を公共の浴用又は飲用に使用する場合は、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意等を掲示する必要があります。

この度、最新の医学的知見等を踏まえて、「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」が平成26年7月1日付けで改訂されました。

主な変更点

1 禁忌症の掲示基準について

(1) 温泉の一般的禁忌症（浴用）

妊娠中（とくに初期と末期）が削除されました。

(2) 含有成分別禁忌症

飲用の禁忌症の区分が泉質によるものから、含有成分によるものに変更されました。

2 入浴又は飲用上の注意の掲示基準について

(1) 浴用の注意事項

入浴前、入浴方法、入浴中、入浴後等に区分し、わかりやすく整理されました。

- ・高齢者、子供及び体の不自由な人は、一人での入浴は避けることが望ましい
- ・入浴前後に水分を補給すること
- ・浴槽内の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと 等の追加

(2) 飲用の注意事項

- ・15歳以下の人飲用を原則禁止
- ・誤嚥に関する注意を明記
- ・1日あたりの最大飲用量の制限が1000mLから500mLに

3 適応症の掲示基準について

特定の病気を治癒させることよりも、療養を行う人の持つ症状、苦痛を軽減し、健康の回復、増進を図ることで全体的改善効用を得ることを目的とすることが明記されました。

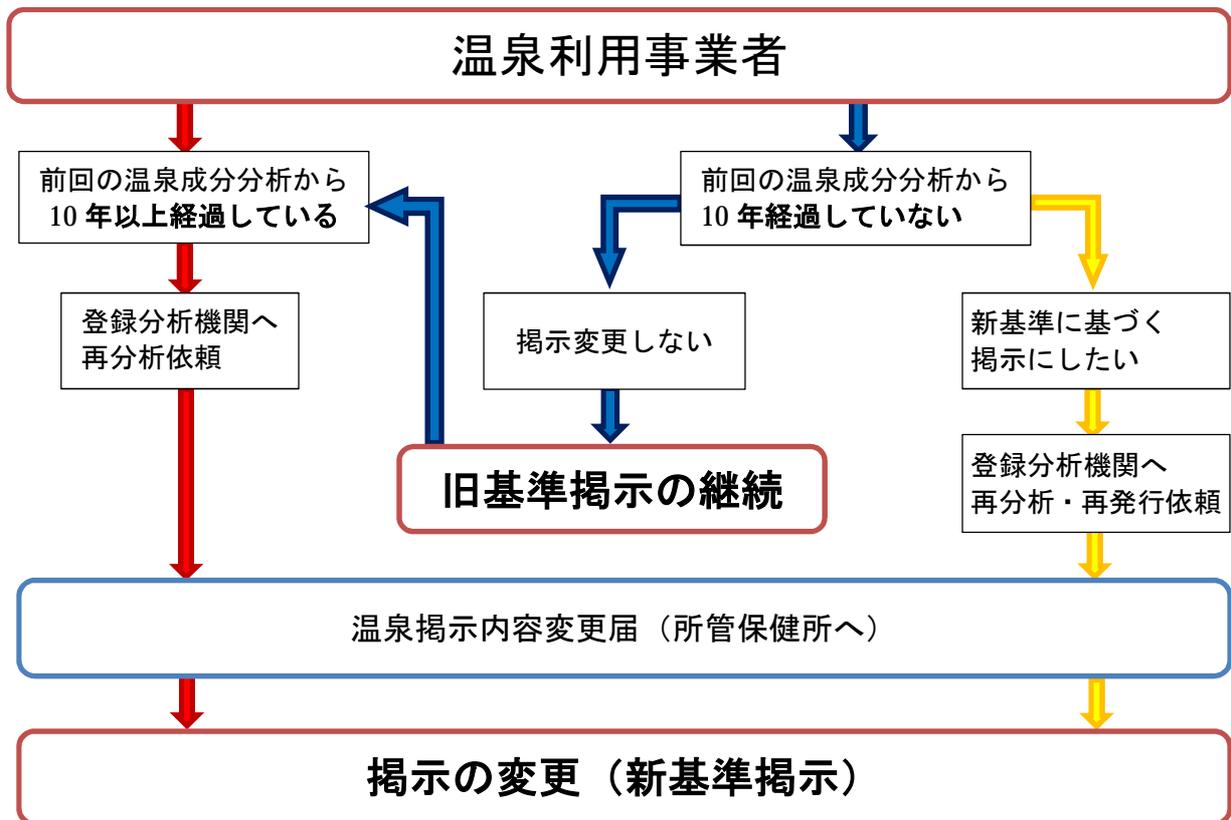
(1) 療養泉の一般的適応症（浴用）

胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）・軽症高血圧・耐糖能異常（糖尿病）・軽い高コレステロール血症・軽い喘息又は肺気腫・自立神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）が追加されました。

(2) 泉質別適応症

主成分及び副成分の適応症を併記することが明記されました。

改訂に係る手続きについて



掲示の変更についてのFAQ

- Q 従前の基準に基づく掲示をそのまま掲示してよいか？
A 従前の基準に基づく掲示をそのまま掲示しても構いません。
ただし、前回の成分分析から10年以上経過している場合は直ちに再分析を行い、新基準に沿って必要な事項を変更し、温泉掲示内容変更届を提出してください。
- Q 禁忌症の「妊娠中」の項目だけを消した場合も届出は必要ですか？
A 掲示内容の一部でも変更がある場合は届出が必要です。
なお、禁忌症の「妊娠中」の項目だけを削除することは、従前の基準、新基準のいずれにも該当しないこととなります。新基準に基づく掲示内容に変更するか、従前の基準に基づく掲示を継続するかのいずれかの対応となります。
- Q 掲示内容を新基準に変更する場合、再分析等は必要ですか？
A 新基準に基づく掲示内容は、登録分析機関による再分析結果に基づくことが望ましいです。
分析書・分析書別表の写しを掲示に使用している場合、新基準による再発行の可否については、各登録分析機関に問い合わせてください。
- Q 温泉掲示内容変更届の提出先は？
A 所管する保健所へ提出してください。